

一般社団法人神奈川県建築士会 県庁職域支部だより

目次

1 竣工施設のご紹介

- (1) 県営万騎ヶ原団地 建替工事 … 1
- (2) 県公社フロール横浜三ツ沢 新築工事… 2

2 支部の活動報告

- (1) 施設見学会 – 旧吉田茂邸 – … 3
- (2) 建築セミナー – 村野藤吾の世界 – … 4
- (3) 県庁職域支部 懇親会 … 5

3 トピックス

- (1) 能登半島地震 応急危険度判定 … 6
- (2) 能登半島地震 応急仮設住宅建設 … 7
- (3) 能登半島地震 被災宅地危険度判定 … 8
- (4) 応急仮設住宅の協定締結と訓練 … 9



1 竣工施設のご紹介

(1) 県営万騎ヶ原団地 建替工事

藤原 新蔵 (県 住宅営繕事務所)

清水 愛貴 (県 公共住宅課)

平成 20 年度に作成された「県営万騎ヶ原団地基本計画」に基づき、平成 23 年度から令和 4 年度まで、順次 4 期に分け、既存住棟 14 棟と集会所 1 棟を、住棟 5 棟と集会所 1 棟への建替事業を行いました。令和 5 年 3 月に、最終期となる 4 期の新築工事、7 号棟と集会所の工事が完成し、約 12 年に渡る建替事業を終えました。新たに生まれ変わった「万騎ヶ原ハイム」について、今回の 4 期工事の内容を中心に紹介させていただきます。



【7号棟を南西から撮影】

1 特徴

県では、平成 31 年 3 月に「健康団地推進計画」を策定（令和 6 年 3 月改定）し、すべての県営住宅を地域に開かれた、だれもが健康で安心していきいきと生活できる新しい「健康団地」へと再生していくこととしています。

県営万騎ヶ原団地の 4 期の整備では、地域のコミュニティ活動を活性化させるため、コミュニティルーム等の活動拠点を整備しました。

① コミュニティルームの整備（7号棟1階）

団地自治会の意向や地域のニーズ等によって近隣住民も利用できる施設とし、地域の賑わいや憩いの場として活用されるように、コミュニティルームを整備しました。現在は「万騎ヶ原地域ケアプラザ」が、地域の高齢者などが気軽に集まって交流ができる「認知症カフェ」などに活用しています。



【認知症カフェの状況】

② 多目的スペースの整備

集会所との一体的な利用を想定し、入口前面に多目的スペースを配置しました。屋外イベントや移動販売車、健康づくりの運動、集会室棟利用時の臨時駐車場等、地域の賑わいづくりなどの場面での活用を想定しています。現在は週に 1 度、パンの移動販売車が使用しています。



【集会所と多目的スペース】

③ かまどベンチの整備

集会所と一体利用できる広場に、災害時に「かまど」として活用できるベンチを、外周道路に面した広場に設置し、近隣の皆さんも利用できるよう工夫しています。

④ 適切な住戸タイプの整備

近年の世帯の動向を勘案し、高齢単身者向け住戸、一般世帯向け住戸（子育て世帯向けを含む）及び身体障がい者向け（車いす利用者向け）住戸を整備しています。

○高齢単身向け住戸：12戸（1DK：12戸）
○一般世帯向け住戸：21戸（3DK：5戸、2DK：16戸）
○身体障がい者向け住戸：2戸（2DK：1戸、1DK：1戸）

2 設計概要

4 期の実施設計は、平成 20 年度の基本計画を踏まえ、令和 2 年 8 月から令和 3 年 12 月までの期間で行いました。（受注者の選定方法は、基本計画が簡易公募型プロポーザル方式、実施設計が随意契約）

① 敷地・建築物概要

所在地：横浜市旭区万騎ヶ原 39 外

用途地域：第一種住居地域

主要用途：共同住宅（35 戸）

敷地面積：3,166.16 ㎡

建築面積：676.44 ㎡

延べ面積：2,278.31 ㎡



【7号棟と集会所、奥に5・6号棟】

② 新築建築物

7号棟：RC造6階 延べ面積：2,024.56 ㎡

集会所：RC造1階 延べ面積：216.75 ㎡

自転車置場：S造1階 延べ面積：37.00 ㎡

3 工事概要

4 期の新築工事は、令和 3 年 12 月から令和 5 年 3 月までの期間で行いました。（受注者の選定方法は条件付き一般競争入札）

建築工事	令和 3 年 12 月～令和 5 年 3 月
電気設備工事	令和 3 年 12 月～令和 5 年 3 月
給排水設備工事	令和 3 年 12 月～令和 5 年 3 月
昇降機設備工事	令和 3 年 12 月～令和 5 年 3 月
植栽工事	令和 4 年 9 月～令和 5 年 3 月
畳工事	令和 5 年 2 月～令和 5 年 3 月

4 終わりに

万騎ヶ原団地の建替事業は今回が最終期でした。そのため集会所の建て替え、西側歩道の自主拡幅、桜並木の植え替えなど、団地自治会や近隣住民の皆さまからいただいていた要望を、今回の工事で実現できるように、設計段階から検討を重ねました。

また、地域のコミュニティ活動を活性化させるため、ただ施設をつくるだけでなく、団地や近隣にお住いの皆さまが、施設をどう利用するか、どう維持管理をするか、敷地内通路は効率的な動線なのか等も考慮し、より効果的な整備となるように配慮しました。

設計・工事を進めるにあたり、市街地での工事でありましたが、地元の方々にご理解いただき、無事に完成することができました。どうもありがとうございました。





(2) 丘の上の暮らしを楽しむ

県公社「フロール横浜三ツ沢」新築工事

西田 翔太郎 (県住宅供給公社)

昭和 29 年に竣工した「栗田谷団地」(横浜市神奈川区)の建替事業に伴い、令和 4 年 1 月から新築工事を行い、令和 5 年 10 月、「フロール横浜三ツ沢」が竣工しました。

今回、工事・物件概要を紹介させていただきます。

1 栗田谷団地の建替事業

栗田谷団地は、竣工から 60 年以上が経過し、建物や設備等の老朽化が著しいことから、現代のニーズにも応えられる賃貸住宅として建替えることになりました。

【栗田谷団地】※従前建物

昭和 29 年竣工
鉄筋コンクリート造(壁式)
4 階建 3 棟 64 戸
2DK (37.3 ㎡)
家賃 約 56,000 円

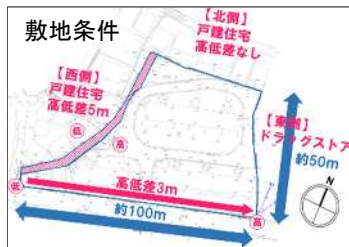


2 設計、工事概要

建替方針として、当該地は横浜駅に近く若年層の単身世帯の比率が高い地域であることから、単身及び若年夫婦世帯を意識しつつ、「公社」として、この世帯が結婚・出産を機に住替え先としても選択可能な物件を目指すこととしました。設計者はコンペ方式にて、配棟・住棟計画及び専有部計画を高く評価し、(株)DAN 総合設計に決定し、令和 2 年 4 月～令和 3 年 11 月に設計を行いました。

敷地は、北側・西側に戸建住宅、東側にドラッグストアが隣接しており、接道は南側です。

また、東西方向に高低差があります。



南側道路には交差点が 2 か所あり、交差点から 5m 以内に車両出入口を設けられず、横浜市建築基準条例により窓先空地(バルコニーから 3m 以内に建物・工作物は建てられない。)を設けなければならない、日影規制により北側へ建物を寄せられない、といった敷地条件により、建物配置はかなり制限されました。

そのような状況から、敷地入口が敷地中寄りとなり、南側建物に車路を通すことにしました。

イメージパース



その影響により、南側 2 階妻住戸に共用廊下が繋がれないため、3 階を入口としたメゾネット住戸を設けることにしました。

また、PS を共用部に面した場所のみに設けることで、将来的な維持管理において居住者へ配慮した設計とし、性能評価の維持管理等級 3 (最上位等級) を取得しました。

PS が共用廊下側に配置されるため、PS までの距離の問題でキッチン等の水廻りの配置は制限がありました。

なお、従前建物の解体工事は、令和 3 年 7 月～11 月に風越建設㈱が行いました。

3 物件紹介

当敷地は、高台にあり、眺望が良いため、屋上テラスを設けました。居住者は 9 時～21 時まで利用でき、みなとみらい方面の眺望や花火等を見ることができます。



屋上テラス



屋上から見た花火

一方で、坂の上という不便を解消する必要があったため、カーシェアリングやシェアサイクル(電動自転車)を導入した他、シェアラウンジでは、前面道路沿いにあるバス停の接近情報を表示するなどの工夫をしました。



シェアサイクル



シェアラウンジ

その他共用部には、喫煙専用室、ゴミ置場(24 時間対応)、宅配ボックス、かまどベンチ等を設けました。

住戸は 1LDK～2LDK(約 37 ㎡～約 94 ㎡)の 97 戸です。エアコンや浴室給湯はリモート操作対応としました。

【フロール横浜三ツ沢】

所在地：横浜市神奈川区六角橋 4-23-8

竣工：令和 5 年 10 月

建築主：神奈川県住宅供給公社

設計/監理：株式会社 DAN 総合設計

施工：株式会社渡辺組

構造/規模：鉄筋コンクリート造 5 階建 1 棟 97 戸

家賃：98,300 円～233,500 円



【外観写真】



2 支部の活動報告

(1) 施設見学会 — 旧吉田茂邸 —

辻本 清一（県 公共住宅課）

令和5年度施設見学会を大磯町にある旧吉田茂邸で、1月に開催しました。当日は寒いなかにも関わらず、OB及び現職あわせて11名の方々にご参加いただきました。

今回の開催にあたり、再建工事の設計を担当した(株)文化財工学研究所 増田氏を講師にお招きし、講義と現場での解説をいただきました。その概要をご報告します。

1 施設見学会の概要

日時：令和6年1月11日(木)13時30分～16時30分

場所：旧吉田茂邸（大磯町西小磯418）

参加者数：11名

2 建築概要

平成21年3月に焼失した吉田茂邸の再建を図るにあたり、所有者である大磯町から技術協力の依頼を受け、県で設計、施工を行いました。概要は次の通りです。

主要用途：その他（公園施設（博物館））

建築面積：602.57 m² 延床面積：743.38 m²

階数：地上2階地下1階 高さ：9.98m

工期：平成26年12月から平成28年5月まで



外観パース

再現の範囲は図1の通りです。緑色が復元した部分、水色が今回新たに設計した部分になります。正面からのファザードは焼失前と変えないまま、エレベーターや管理室を新設することで再建プランを成立させています。

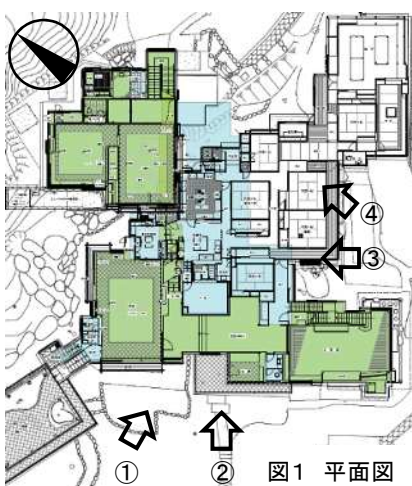


図1 平面図



【④南側 エレベーター棟】



【③1F管理室 2F金の間】



【①西側 正面 全景】



【②正面 玄関付近】

3 講義

講師からは、焼失前の吉田茂邸の設計者である吉田五十八の設計の特徴や残っている写真や図面等の限られた資料を基に再現する難しさに触れて説明いただきました。



4 現場見学

現場では、忠実に再現されたダイニングのシャンデリア、浴槽、脱出口などを見学しました。当日は金の間から富士山がきれいに見え、生前に吉田氏が見ていた景色を共感することができました。



【食堂 シャンデリア】



【金の間】



脱出口



浴槽



面皮柱



【見学のようす】



【金の間より富士山望む】

5 おわりに

当時、私は設計と工事の初期段階に携わらせていただきました。公共施設を木造で作った事例が少ないことから、特記仕様書の作成、木材の拾い、見積りなど、初めてのことが多く、苦労したことを記憶しています。

再建工事への思いや設計のポイント、使用した材種、木目の使い分けなど、実際の現場をまわりながら、講師から見所の詳細な説明を受けることができ、参加者からは、今まで何度か訪れているが今回は興味深い話を聞くことができ大変よかったとの感想をいただきました。

完成から8年経ちますが、来館者も想定を上回るペースと聞いています。施設もきれいに使われており、工事に携わった者として、大変感慨深い見学会となりました。



(2) 建築セミナー

ー 村野藤吾の世界 (第3弾) ー

村島 正章 (県住宅供給公社)

令和6年1月19日に開催した建築セミナーでの「村野藤吾の世界第3弾」の概要などをお伝えします。

1 村野藤吾作品を巡ってこの6年

平成31年3月、令和4年11月に続く第3弾として、波止場会館で村野作品について話させていただきました。当日は村野と同時代に活躍した関東と関西の建築家、モダニズム建築に関わった建築家についても触れさせていただきました。私が最初に村野作品を見学したのは平成

14年の世界平和記念聖堂でしたが、平成30年2月から集中的に大阪を中心に全国に足を運び、今回のセミナーの直前に行った宝塚ゴルフ倶楽部まで約6年間に写真に収めたも



【当日の様子】

のは20都府県約90施設にも及びました。村野の作品だと確信が持てなかったものを除き全3回で84施設を紹介しました。過去の取材が不十分なものもあったため、セミナー後も2月に別件で関西に行った際、事務所ビル5棟の階段室や新たに3か所を見て回りました。一方で、旧東京銀行大阪支店は、市街地再開発事業の工事が進む中で跡形も無くなっていました。これからも年々村野作品が消えていくのではないかと思うと非常に寂しい思いにかられました。

2 名言「最後の1%が時として全体を支配する」

セミナーでは日経アーキテクチュアのインタビューにおいて語った話を参考に紹介しましたが、もとは、「99%を聞き、1%に託す」ということだったようです。建築は沢山の資本を預かるので、建築家は社会的な責任がある。99%関係者の意見を聞かなければいけないが、1%ぐらいは自分が建築に残る。つまり、村野に頼んだ以上は必ず村野が残る。そこから村野作品が始まるというのが村野の考えです。「村野の1%」は、「1%ですべてを村野色に変えられる」という自信の表れでもあったのです。

(※参照:「建築をつくる者の心」ブレーンセンター発行)

3 村野作品の紹介

村野は様々な用途の建物を手掛けていることも特筆すべき点です。その多様な作品の一部ですが、紹介します。



〈本人デザインの椅子〉〈お決まりの階段〉〈堂本印象による壁画〉
すべて【繊維輸出会館】



【日本ルーテル学院大学】



【岡山高島屋】



【森田ビル】



【原田の森ギャラリー】



【榎原神宮前駅駅舎】



【桜井寺本堂】



【堺市立桐文化会館】



【横浜市役所行政棟】工事中



【東京銀行大阪支店】解体



【ルビノ京都堀川】閉館



【西宮トピスト修道院聖堂内部】



【宝塚ゴルフ倶楽部】

4 むすび

村野作品について3回にわたって紹介してきました。彼の作品は本当に奥が深く、引き続き調査が必要ですが、ひとまず第3弾で一休み。今後もモダニズム建築等について調査を進めていきたいと思っていますので、また機会がありましたら宜しくお願いします。



(3) 県庁職域支部 懇親会

— 令和5年度 懇親会の開催 —

中崎 一巳（県 公共住宅課）

令和5年度懇親会を2月9日（金）に崎陽軒本店で開催しました。コロナ禍により令和元年以降、懇親会の開催を見送っていましたが、5類に移行したことから、4年ぶりに開催し、楽しいひと時を過ごせましたので、ご報告します。

1 懇親会の概要

日時：令和6年2月9日（金）18時30分～20時30分
場所：崎陽軒本店 4階 ダイナスティー（宴会場）
参加者数：20名

2 開会・乾杯

支部を代表して幹事の辻本氏による挨拶と乾杯で和やかな幕開けとなり、参加者各々が久しぶりに会うため、近況報告を交えながら歓談しました。



3 交流の様子

歓談中は、コロナ明け4年ぶりの開催ということも相まって、各テーブルで積もる話に花が咲き、大いに盛り上がりました。また、美味しい中華のコース料理も堪能しました。



4 OBからの一言

懇親会の終盤には、OBを代表して齋さまより一言頂戴しました。「これほど立派な場所での懇親会は記憶にない。久しぶりに皆さんに会えてよかった。来年はもっと多くの人に参加してもらいましょう。」

最後は、全員で記念撮影、そして一本締めにて、盛会のうちにお開きとなりました。



5 おわりに

今回の懇親会は、歓談をメインとした会とさせていただきました。久しぶりに会えた方々とゆっくり語り合うことができ、満足いただけていたら幸いです。至らない点もあったと思いますが、皆様が笑顔でお帰りになる姿を拝見できたことがとてもうれしく思います。

今後も、継続していきたいと思いますので、次年度皆様にお会いできることを楽しみにしています。



6 おまけ



【季節の盛り合わせ前菜】【シウマイ食べ比べ】【季節野菜・大海老・帆立】

(1) 能登半島地震 被災建築物応急危険度判定

木村 俊敦 (県 建築安全課)

朽木 拓路 (県 建築指導課)

令和6年1月1日に石川県能登地方を震源とした地震が発生し、建築物の倒壊や宅地の液状化等、多大な被害がありました。ここでは、石川県輪島市で行った被災建築物応急危険度判定に関して報告させていただきます。

1 能登半島地震の概要

能登半島地震は、石川県輪島市や志賀町で最大震度7を観測したほか、能登半島最北に位置する珠洲市では高さ4.5m以上の津波が観測されました。また、宅地の液状化や地震を起因した大規模火災等が確認されております。

この地震により多くの建物が倒壊等の被害を受け、令和6年2月末時点で、石川県、富山県、新潟県、福井県の4県において10万戸以上の建物被害が報告されています。また、コンクリートブロックの倒壊や地盤の隆起、崖の崩落等、さまざまな被害が確認されております。

**2 被災建築物応急危険度判定の概要**

被災建築物応急危険度判定とは、地震発生直後に被災した建築物の被害状況を応急的に調査し、余震等による二次被害を防止し、住民の安全を図ることを目的としています。判定は外観調査で行い、二次被害の危険性を三段階で区分し、判定ステッカーを建築物の出入り口等に貼り付けることで、建物を利用される方だけでなく、付近を通行する歩行者等に対しても安全性の識別ができるように配慮しています。

3 派遣先の状況

判定活動は1月15日から1月22日（移動日含む）の期間で実施し、神奈川県は、県、横浜市及び川崎市から計10名の職員を派遣しました。

派遣先は輪島市でしたが、被災地付近の宿舎の確保が困難であったため、輪島市と金沢市のほぼ中間に位置する羽咋市に宿舎を確保しました。地震被害により通行可能な道路が限られ、また、路面に段差や亀裂が多数散見されたことから、片道3時間以上かけて移動しました。



また、輪島市は上下水道管等に支障が発生していることから、事前にポータブルトイレや非常食を準備し、円滑に判定活動が行えるよう、準備しました。

4 被災建築物応急危険度判定活動

判定活動を行った地域は、多くの建物が被害を受けていました。外壁が傾き、余震で崩壊の危険性が高い建物や、屋根瓦や外壁の一部の落下により第三者への危害が懸念される建物等が散見されました。また、外観上の被害が少ない場合でも、隣接建物の倒壊や背面の崖崩れの恐れから、危険と判定される建物も多くありました。

判定活動を実施するエリアは、当日の朝に実施本部から指示され、限られた時間の中で調査を行う必要があったことから、各自の役割分担を明確にし、効率的に調査を行えるよう配慮しました。その結果、4班合計(実働5日間)で324軒の建物を調査することができました。

また、判定活動と並行し、地域住民の方に判定結果の説明を行いました。説明後、「調査ご苦労様です。ありがとうございました。」と声を掛けられることもあり、自分たちにできる限りのことをやりたいという気持ちになったことが、特に印象に残っています。



また、輪島市では過去の震災の経験を活かし、タブレットを活用した判定活動を行えるよう準備をしておりました。これにより、判定活動や集計作業の大幅な簡略化、写真・GPSを活用することによる情報の正確性やわかりやすさの向上等を図ることが可能になっていったと思います。

**5 終わりに**

今回は輪島市で判定活動を実施しましたが、珠洲市や能登町等を含めた奥能登の地域において、道路の復旧や被害者の救出活動が難航していたため、応急危険度判定士の受入体制が整うまでに時間を要しました。また、現地の宿泊場所が限られていたことから、派遣要請当初において車中泊を要する条件が付されたことに加え、食料や燃料、トイレの確保等、不安要素が多く、入念な準備が必要でした。

今回の派遣活動で得た経験を活かし、同様な派遣活動が必要になった場合や神奈川県で大規模な地震が発生した場合を想定し、準備をしなければならないと思います。

(2) 能登半島地震 応急仮設住宅建設

和田 凌介（県 公共住宅課）

令和6年1月に発生した能登半島地震の影響で多くの人や建物が甚大な被害を受けました。

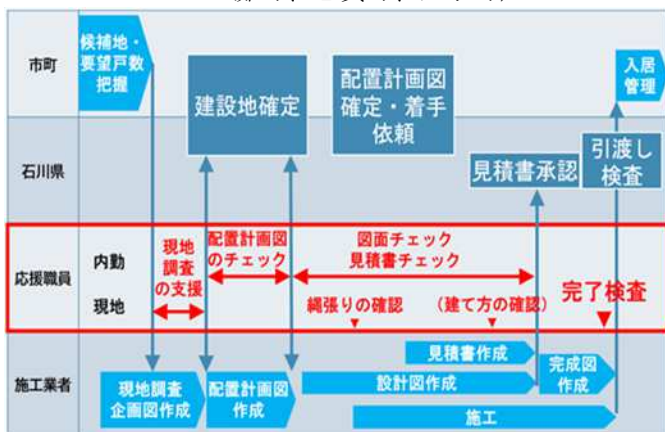
その際に、住家に被害を受けた被災者のうち、自らの資力では住宅を確保できない人に対し提供する応急仮設住宅の建設業務を被災地派遣業務として行いましたので、その内容についてご紹介させていただきます。

1 派遣の概要

派遣期間は2週間で、勤務地は主に石川県庁舎の会議室の1室を応急仮設住宅建設業務の派遣職員で使用しました。その他、石川県が用意したレンタカーを派遣職員で運転し、現地で検査や現地確認を行いました。

勤務体制は、派遣職員が石川県職員と施工業者の間に入り、応急仮設住宅の建設を希望する市町を4班に分かれて担当しました。

- (1) 勤務地：石川県庁舎 16階会議室
- (2) 派遣期間：令和6年1月22日～2月4日
- (3) 業務概要：配置図等図面の審査、見積書の確認、応急仮設住宅建設候補地の確認、縄張り等の検査
- (4) 担当市町：1班（輪島市）、2班（珠洲市）、3班（能登町）、4班（七尾市、羽咋市、内灘町、志賀町、穴水町）



【応急仮設住宅建設業務のフロー】

2 県庁舎での業務について

県庁舎内の業務は、施工業者から提出される配置図のチェックや見積書の確認など書類審査を主に行いました。

配置図の確認の際は、通路幅などが石川県の基準に適合しているか、最大限の住戸数が確保できる配置計画になっているかなどを確認しました。

また、地割れや倒壊する恐れある擁壁の付近など、現地の状況と照らし合わせても支障のない配置計画になっているかも確認しました。

私が派遣されていた時期は、石川県が1月中に応急仮設住宅を1,000戸以上工事着手すると公表していたため、その目標に向けて、1日でも早く図面を完成させること

が課題でした。

極力、市町の要望を叶えながらも、実際に住宅を建設した際に支障がない計画とするため、休日や昼夜を問わず施工業者や石川県職員と打ち合わせを行いました。当時はとても大変な作業だと感じていましたが、結果的に、より良い配置計画ができたと思います。



【応援職員の執務室】



【石川県庁舎】

3 現場（被災地）での業務について

現場での業務は、地震が発生してからそれほど日数が経過していないこともあり、建設候補地の現地確認や地縄張りの検査が主な業務でした。

現地には車を運転していくことになりましたが、地震による被害で通行可能な道路が限られており、また膨大な数の支援車両が能登半島を行き来していたため、渋滞によって移動に片道約4時間要することになり、現地に行くまでの間に大変な労力を強いられました。

建設候補地の現地確認では、市町から建設候補地として小学校や公民館のグラウンドなどの公有地が挙げられてきましたが、その一部については地割れの状況や、工事車両の動線が確保できないなどの理由から、仮設住宅の建設を断念せざるを得なかった土地もありました。

応急仮設住宅の建設にあたっては、建設地が不足しておりましたが、被災前の段階から災害の規模を想定して、仮設住宅の建設候補地をあらかじめ選定しておくことが重要だと感じました。



【建設候補地の地割れ状況】



【地縄張り検査】

4 終わりに

今回の派遣業務を通して、応急仮設住宅の建設は、石川県や被災した市町の職員をはじめとした多くの人の努力のうえに成り立っているものだと感じました。

私も派遣職員として、業務の一部に携わることができ、貴重な経験をすることができました。この場をお借りして御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

(3) 能登半島地震 被災宅地危険度判定

仲原 亨（県 公共住宅課）

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震に伴う被災宅地危険度判定を石川県河北郡内灘町で実施してきましたので、その概要を報告させていただきます。

1 令和6年能登半島地震

令和6年1月1日16時10分頃に石川県能登半島地方を震源として発生した令和6年能登半島地震は、マグニチュード7.6を記録し、石川県輪島市と志賀町で震度7を観測しました。

これを受けて被災宅地危険度判定の実施のために派遣された内灘町は、金沢市の北側に位置し、金沢駅からは車で20分程度の距離にあることから金沢市のベッドタウンとして発展してきたところであり、今回の地震では、震源5弱を観測し、震源からは少し距離があるものの、液状化による甚大な被害が報告されています。

2 被災宅地危険度判定の概要

被災宅地危険度判定は、大規模な地震等によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士が判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、宅地の二次災害を軽減・防止し住民の安全の確保することを目的としています。

判定は、被災宅地危険度判定士の3人が1組になって行い、調査票等の定められた客観的な基準により、目視できる範囲の箇所の被害状況を調査し、その結果をもとに危険度を判定します。

また、判定結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」のいずれかに区分し、判定ステッカーを宅地内の見えやすい場所に表示して、宅地の居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者等にも安全であるか否かを識別できるようにします。

**3 被災宅地危険度判定活動**

内灘町における被災宅地危険度判定は、2月13日から21日にかけて、この地震に伴う液状化による被害が大きかった区域内の約1,500件の宅地を対象に行われました。

神奈川県からは3名の職員が派遣され、相模原市と横須賀市の職員（各3名）とともに、第3陣として2月19日から21日まで3日間判定業務を実施しました。



判定業務を実施した区域では、宅盤のクラックのほか、噴砂を伴った液状化による沈下や隆起などの被害が多く

確認できました。判定日は、悪天候の日が多く、判定結果の記録や判定結果の掲示などの判定作業が大変となる場面もありましたが、地域住民の方の判定活動への理解もあり、3日間で45件の判定を行うことができました。



【判定の状況】

また、第1陣が判定した内灘町の北部では、地震時に発生する液状化に伴い、地盤が水平方向に大きく変位する現象である「側方流動」による被害が顕著に確認できました。この地域では、噴砂を伴った被害が多く見られました。



【内灘町で液状化の被害が大きい地域の状況】

4 終わりに

今回の被災宅地危険度判定の派遣では、建築に携わる職員として大変貴重な経験をさせていただきました。派遣にあたってご協力いただきました皆様に感謝いたします。

現在も進められている復興への取組が引き続き順調に進んでいくことを祈念するとともに、今回の派遣で経験させていただいたことが本県が被災を受けることとなった場合に活かすことができるように取り組んでいきたいと思います。

(4) 応急仮設住宅（建設型）の協定締結と訓練

一 下 裕彦（県 住宅計画課）

応急仮設住宅の建設について、一層の体制の強化を図るため、救助実施市である横浜市、川崎市及び相模原市とともに、一般社団法人日本ムービングハウス協会と「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」を締結しました。

1 協定の概要

(1) 協定締結先

一般社団法人日本ムービングハウス協会

(2) 協定締結日

令和5年3月17日（金曜日）

(3) 協定概要

災害時に、一般社団法人日本ムービングハウス協会は、県及び救助実施市の要請に基づき、会員の業者を通じて、応急仮設住宅の建設を行う



2 一般社団法人日本ムービングハウス協会概要

- ・設立 平成28年
- ・所在地 北海道札幌市清田区美しが丘3条10-2-15
- ・会員数 53社（令和5年3月現在）

3 ムービングハウスについて

ムービングハウスは、工場生産し、国際規格の海上輸送コンテナと同じ形・サイズ（幅2.4m×長さ12m×高さ2.89m、28.80㎡）の完成した住宅をトレーラー等で搬入を行い、クレーンで設置を行う、移動型の応急仮設住宅（建設型）です。設置後、電気・ガス・水道を接続することにより、すぐに住宅として利用可能です。

一見、コンテナのように見えますが、中に入ると木造住宅であることがわかります。



【外観】



【内観】

日本ムービングハウス協会が北海道に所在していることから、ムービングハウスの標準仕様として、断熱性・気密性・耐震性・防音性が高く（トリプルサッシ等）、



【標準仕様（窓・床）】



【標準仕様（屋根・壁）】

また、移動が可能であるため、応急仮設住宅としての役目が終わった後は、別の場所で様々な目的で利用することができ、従来の応急仮設住宅のように取り壊す必要がないため、経済的にも環境的にも望ましい仕様と考えら

れます。

平常時に、ホテルや事務所、保育施設として利用している事例もあり、フレキシブルな活用が可能です。



【防災家バンク（茨城県小美玉市）】



【保育施設（東京都国立市）】



4 設置訓練について

災害時における建設型応急住宅の供給を迅速かつ適切に進めるため、災害時を想定した現地調査、設置等の実践訓練を10月4、5日に実施しました。訓練は、県、市町村及び協定団体が連携を図り体制を整備することを目的とし、1都5県18市8町（総勢98名）に参加頂きました。



【過去の災害で使用したムービングハウスを設置】



【設置状況】



【会議室状況】

5 終わりに

私自身、平成7年阪神淡路大震災を経験し、通っていた小学校の体育館が避難所となる等、被災者の厳しい避難生活を目の当たりにしました。

復旧・復興に繋げるためには、仮住まいの選択肢を確立し、より早く被災者に提供することが重要と考えます。

編集後記

本号では、1月に発災した能登半島地震における被災地派遣活動を中心に報告させて頂きました。今後も、会員の活動や支部の取組をお届けします。今年度も、支部活動への御協力をお願いします。（編集担当：辻本清一、大河戸正明）